

平成 27 年 2 月 23 日

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

プラスチック容器事業部

プラスチック製容器包装ベールの品質調査

1. ベール品質調査は再商品化実施契約事項

ベール品質調査は再商品化実施契約（分別収集品の品質改善）第11条3項に定められている契約事項です。当協会の定める「プラスチック製容器包装ベールの品質評価方法」（資料14参考資料①）に従い、実施スケジュールの調整、作業実施者を確保のうえ、ベール品質調査を実施願います。

2. 「ベールの品質評価方法」の変更点について

平成 27 年度に向けての主な変更点は下記の 4. (6) です。サンプルについては、ベール圧縮方向外側の表面部分を取り除き、内側から切り取ってください。

3. 再調査及び特別調査について

平成 26 年度に引き続き、「収集袋の破袋度評価」及び「容器包装比率評価」がDランクであった場合には 1～3 月中に再調査を実施します。また、当協会が必要であると判断した場合は一回目調査以降に再調査とは別に特別調査を実施します。その際には対応を宜しくお願いします。

*特別調査に関連する注意事項) 市町村に対する日常的な品質改善要求は書面にて実施し、管理してください。

4. ベールの品質調査に関する要請事項

(1) 実施スケジュールの調整

品質調査委託先との調査日程の調整が行われますが、1 日の調査件数は平成 26 年度同様に最大で 3 件としますので対応下さい。

(2) 調査実施日の市町村への通知は厳禁

市町村への調査実施日の通知は、実施日の 7 日前に品質調査委託先より通知します。市町村（保管施設）からの品質調査実施日に関する事前の問い合わせに対して、再生処理事業者から通知することは厳禁です。特に市町村による現地確認について、調査日と同一日を希望された場合、調査日の 7 日前以前に通知しないよう注意してください。

(3) 評価作業時間、作業人員

1) 評価作業時間

調査員との事前打合せ、市町村職員への説明、評価作業、結果の説明、市町村職員へのヒアリング等を含めて、トータルで約 2 時間を標準と見込みます。

2) 作業人員

上記標準作業時間に対応出来る人員を配置願います。

→記録係を含めて4~6名程度が望ましい

(4) 調査対象ベールの保管

1) ベール数

公正性の意味から、原則として調査対象の市町村・一部事務組合の保管ベール数は、大ベールで10個以上、小ベールで30個以上とします。但し、再生処理事業者の諸事情により確保が困難であると判断された場合は、事前に品質調査委託先へ申し出ることにより確保数の調整を可能とします。

大/小ベールの大きさは目安として以下とする。

- ・大ベール：50kg程度を超えるもの（200~300kg程度）（1×1×1m程度）
- ・小ベール：50kg未満程度（0.5×0.5×0.5m程度）

2) ベール入荷日

通知日（調査実施日の1週間前）より以前に入荷した最新のベールを調査対象とし、ベール引取日から2週間以内の調査を目安とします。但し、事前に協会が了承している場合は、この限りでは無く調査を実施します。

3) 保管場所

屋内に保管して下さい。止むを得ず屋外に保管する場合には小容器類の飛散防止対策及び雨水対策をして下さい。

4) 保管状況

品質調査員は調査当日に保管されているベールの中から無作為に必要個数をサンプリングします。無作為にサンプリング出来るように、他のベールとの間隔を空けて下さい。

5) 表示

対象ベールの市町村名、保管施設名、入荷数量・個数、保管数量・個数、入荷日の看板等による明示をお願いします。

(5) 調査対象ベールの区分け

引取り対象市町村が複数あり、その保管施設が同一の場合、混載で引取りを行う場合がありますが、市町村ごとのベールの区分けを明確にしてください。

(6) 調査対象ベールからのサンプルの切り取り

サンプルについてはベール圧縮時やその後の外部環境による影響を極力減らすため、ベール圧縮方向外側の表面部分を取り除き、内側から切り取ってください。

(7) 調査対象ベールが特殊であった場合（「収集袋の破袋度評価」と関連）

一部の市町村は、指定保管施設で異物を除去した後、準備した複数の大袋に詰め替えてベール化している又はそれに類する対応をしています。そのような状況が確認された場合は一回目調査を実施する前に、品質調査委託先へ連絡ください。

(8) データの記録

貴社の評価データの記録担当者に上記の「プラスチック製容器包装ベールの品質評価方法」に記載されている以下の品質評価シートに評価データ等を記入して頂きます。

- ・品質評価記録書（シート1）
- ・品質評価記録書（シート2）

品質調査員は独自に評価データを記録しますが、評価作業終了後に貴社記録担当者と相互にデータの確認を行います。データの相互確認を行った後に、貴社にて評価データを REINS に入力して頂きます。

REINS の OUTPUT は PDF ファイルとし、テックプロジェクトサービス(株)にメール送信願います。

装置本部 コンサルティンググループ 宮井、吉永 (yuki.yoshinaga@toyo-eng.com)

(9) 写真記録

デジタルカメラを準備して頂き「プラスチック製容器包装ベールの品質評価方法」（1 頁参照）に準じて「選択したベール」、「選択したベールの外観」、分類標示板毎に分類された「異物」等をデジタルカメラを使用し撮影して下さい。

(10) ベール品質評価記録書の協会委託先への送付

ベール品質調査終了後、調査結果を速やかに REINS に入力して出力された「ベール品質評価記録書」の品質調査員との照合が済んだら、これを PDF ファイルとし、協会委託先へメール送信をお願いします。これでベール品質調査の完了となります。

(11) 品質調査の完全実施

市町村への拠出金制度の施行もあり、引渡し量が少量で年に 1~2 回程度しか引取りが無い場合においても、品質調査は実施しなければなりません。

引渡し日が決まり次第、速やかに品質調査委託先に連絡し、調査実施日の調整を行ってください。調査実施日については出来る限り柔軟に対応します。

5. ベール品質評価実施の環境・機器等について

環境・機器等については、資料 14 参考資料②「プラスチック製容器包装ベール品質評価実施の環境・機器等について」を参照してください。

以上

制定：平成13年11月30日
 改正：平成18年3月1日
 改正：平成19年3月1日
 改正：平成21年4月1日
 改正：平成23年2月25日
 改正：平成24年2月24日
 改正：平成26年2月21日
 改正：平成27年2月23日

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
 プラスチック容器事業部

プラスチック製容器包装ベールの品質評価方法

1. 評価対象及び評価の実施

(1) 評価対象

- ・全ての指定保管施設のプラスチック製分別基準適合物（ベール）を対象とする。

(2) 実施者

- ・作業自体は再生処理事業者主体で実施する。
- ・協会が業務委託する品質調査委託先（以下「協会委託先」という。）の品質調査員が立会う。

(3) 評価者

- ・協会委託先の品質調査員（以下「品質調査員」という。）が評価する。

(4) 実施場所

- ・再生処理事業者の再生処理工場で実施。

(5) 実施時期

- ・1回目 4月～10月
- ・再調査 1月～3月

※1回目の品質調査にて、容器包装比率判定若しくは破袋度判定がDランクであった場合、又は日頃より禁忌品の混入が多い等協会が必要と認めた場合は再度の品質調査を実施する。

(6) 調査スケジュール管理

- ・協会委託先が再生処理事業者と調整し、調査スケジュール案を協会に提示する。
- ・協会（プラスチック容器事業部）の了承後、調査を開始する。

(7) 市町村の立会い

- ・市町村・一部事務組合担当者の立会いは、1回目は任意とし、再調査時は要請することとする。
- ・協会委託先より、調査実施の1週間前に実施日を通知する。

(8) 評価記録の提出先及び保管

- ・品質評価記録書（シート1～3）を、再生処理事業者及び品質調査員が相互に記録し、照

合する。

- ・品質調査員及び再生処理事業者は相互確認のため次の写真を撮影する。

(写真撮りの場面)

- ① ベールの外観（フィルムでベールが包まれている場合はフィルムを取った状態）
- ② ベールを解体し床に広げた状態
- ③ 未破袋の収集袋を集めた状態
- ④ 分別基準適合物以外の異物が種類ごとに分別された状態
- ⑤ 禁忌品

- ・再生処理事業者は、調査終了後、調査結果を速やかに REINS に入力する。
- ・REINS に入力後、出力した「ベール品質評価記録書」を、再生処理事業者及び品質調査員が相互に品質評価記録書（シート1～3）と照合する。
- ・出力された「ベール品質評価記録書」を正とし、品質調査員は協会へ報告する。なお、品質調査結果の確認のため、再生処理事業者は出力された「ベール品質評価記録書」を PDF ファイルで協会委託先宛にメール送信する。
- ・市町村・一部事務組合への品質調査の結果の連絡（ベール品質評価記録書、写真等）は、協会委託先が実施する。

(9) 記録の開示

この評価結果を、品質調査実施者は協会の許可なく当該市町村・一部事務組合以外の者に開示してはならない。協会は、全国の品質レベルの全体が把握できるよう、集計してホームページでその結果を公表する。

2. 評価項目と評価方法

ベールの品質評価項目は、「収集袋の破袋度評価」「容器包装比率評価」「禁忌品の有無評価」の3項目とし、ベールの形状については参考値、参照項目とする。

評価方法は、あらかじめ保管してあるベールのうち、取り出したサンプルベールの目視による評価と、実測、計量による評価を併用し、品質評価記録書（シート2）に記録する。

(1) ベールの形状（重量、寸法、かさ比重、結束材）と外観 【参考値、参照項目とする】

1) 重量、寸法、かさ比重

① サンプル

- ・あらかじめ保管してあるベールのうち3ベールを使用する。

② 測定方法

- ・ベールの重量を測定し、kg単位小数点以下1桁までを記録する。
- ・重量を測定したベールのサイズ（幅・奥行き・高さ）をメジャーで測定（メートル単位で小数点以下2桁まで記録）し、体積を計算する。

2) ベールの結束材（バンド種類等）

① サンプル

- ・かさ比重測定用の3ベールを使用する。

② 測定方法

- ・ベールが結束材によって結束されている場合、結束材の種類（結束材と併せてフィル

- ム等の包装材も使用されている場合は、包装材の種類等を含む。) 、本数を記録する。
- ・ベールがフィルム等によって梱包され、結束材が使用されていない場合は、種類記入欄には「フィルム巻き」等と記入し、本数の記入欄には「-」を記入する。

3) ベールの外観

① 引き取り品質ガイドライン記載内容

- ・ベールに求められる性状として衛生性がある。
- ・ベールから臭気の発生がないこと、腐敗性有機物等が付着、混入していないことが求められる。

② サンプル

- ・かさ比重測定用の3ベールを使用する。

③ 評価方法

- ・目視により、ベールの外観汚れの状態、特徴等を表記。
 - ・圧縮梱包の工程で発生する機械、装置等によるベールの汚れの状態を見る。
 - ・食物残渣による汚れ、カビ、固まり、汚れの飛散、油のべつつき等の状態を見る。
 - ・ベールの臭気の状態、虫等の発生の状態を見る。

(2) 「収集袋の破袋度評価」

1) 引き取り品質ガイドライン記載内容

- ・ベールに求められる性状として収集袋の破袋がある。
- ・分別収集に利用される収集袋を破袋し、収集袋から収集物を抜き出し異物を取り除き、また容器包装リサイクル法の対象物ではない収集袋（指定収集袋、市販のごみ袋）が除かれていることが求められる。

2) サンプル

- ・目視評価した3ベールから、1ベール20kg以上ずつ取り出し重量を測定（kg単位小数点以下2桁まで記録）し、サンプル合計が60kg～80kgとなるようにし床に広げる。
 - ※3ベールから取り出したサンプル重量を評価対象重量とする。
 - ※1ベール20kg未満の小ベールは、合計60kg～80kgとなるように4ベール以上をサンプルとする。

3) 評価方法

- ・収集袋が破袋されずにベール化されている状態を見る。
- ・未破袋の数を数え、数を評価対象重量で割り込んだ（個数/kg）値を算出する。
- ・未破袋数をREINSに入力すれば評価点は下表の基準により自動的に計算される。

未破袋の袋个数／サンプル重量（kg）	評価点数
0.2未満	5
0.2以上 0.4未満	3
0.4以上	0

注）未破袋の中身は全て取り出し異物の判定を行う。

4) 未破袋の判定基準

- ① 未破袋とは、次の状態をいう。

- ・袋に裂け目が無く袋の口が閉じられ、袋内の内容物が容易に確認できないもの。
- ・袋に裂け目が有っても中身が残っているもの（袋の口が閉じられていないものも、裂け目が有ると見做される）。
- ・裂け目の有無に係わらず、未破袋の袋の中から小袋が出てきた場合は、小袋も未破袋と見做す。

② 袋の内容物が容易に確認できる下記の事例は、未破袋とは見做さない。

- ・PETボトルのキャップだけが袋に入れていると容易に判別できる場合。
- ・薬の包装材だけが袋に入れていると容易に判別できる場合。
- ・コンビニ弁当などの空容器が1個程度レジ袋に包まれている場合。
- ・上記のほかに一目で袋の内容物が確認できる場合。

③ 袋の大きさが目安としてこぶし大程度までは、未破袋と見做さない。

(3) 「容器包装比率評価」

1) 引き取り品質ガイドライン記載内容

べールの品質基準では、分別基準適合物であるプラスチック製容器包装が90%以上(重量比)であることが求められる。

2) サンプル

- ・破袋度評価に使用した床に広げた状態の60kg～80kgのサンプルを評価する。
- ・破袋度評価において未破袋と判定された袋も、破袋し中身を取り出し評価する。

3) 評価方法

- ・重量は上記の60kg～80kg(kg単位小数点以下2桁まで記録)とする。
- ・分別基準適合物以外の異物(汚れの付着したプラスチック製容器包装、指定収集袋及び市販のごみ袋、容り法でPETボトルに分類されるPETボトル(以下「PET区分の容器」という。)、他素材の容器包装、容器包装以外のプラスチック製品、事業系のプラスチック製容器包装(以下「事業系廃棄物」という。)、その他の異物、禁忌品)を取り出し、それぞれの重量をkg単位(小数点以下2桁まで記録)で測定する。
- ・サンプル総重量から異物の総重量を差し引き、分別基準適合物であるプラスチック製容器包装の重量を算出する。

4) 異物の判定基準

① 汚れの付着したプラスチック製容器包装

容器包装が中身の付着(食品残渣等)でべついている、又は、複数の容器包装が中身により固まっている(もらい汚れ)状態のプラスチック製容器包装、土砂や水分(雫が垂れている)、カビ等汚れの付着したプラスチック製容器包装とする。

② 指定収集袋及び市販のごみ袋

次の袋を指定収集袋及び市販のごみ袋とする。

- ・べール品質調査対象の市町村・一部事務組合(一部事務組合等の構成市町村を含む。)又は他の市町村の名称が表示されている指定収集袋、市販のごみ袋。
- ・指定収集袋、市販のごみ袋にプラマークが表示されている場合であっても異物とする。

- ・新聞販売店が購読契約を取り交わした家庭にサービスで提供する、新聞社名が表示されているごみ袋は、市販のごみ袋と見做す。

③ P E T 区分の容器

- a. P E T 製の容器（ボトル）のラベルに下記の識別表示（P E T リサイクルマーク）が表示されている容器を、P E T 区分の容器とする。



- b. ラベルが剥がれた状態の P E T 製の容器
清涼飲料用 P E T ボトルの場合はキャップ部、ボトル側面等に賞味期限が表示されている場合があるのでこれらの表示がある場合は P E T 区分の容器とする。
(参考：しょうゆ等調味料の場合、賞味期限はラベルに表示されている。)
- c. ラベルの欠損、容器の変形等により P E T リサイクルマークが確認できない場合、ラベルの記載内容から、清涼飲料、酒類（飲用に限る。）、みりん、しょうゆの容器であることが明らかな場合は P E T 区分の容器とする。
- d. しょうゆ以外の特定調味料の容器については、ラベルに P E T リサイクルマークの表示が確認された場合のみ P E T 区分の容器とする。
*しょうゆ以外の特定調味料とは、平成 20 年 2 月の施行令改正により定められた、しょうゆ加工品、みりん風調味料、食酢、調味酢、ドレッシングタイプ調味料（ただし食用油脂を含まず、かつ、簡易な洗浄により臭いが除去できるもの）
- e. 上記に該当しない容器は全てプラスチック製容器包装とする。

④ 他素材の容器包装（金属、ガラス、紙製等の容器包装）

- ・缶、ガラスびん、紙製の容器包装、ダンボール等

⑤ 容器包装以外のプラスチック製品

- ・容器又は包装に該当しないプラスチック製品。
例：バケツ、洗面器、カセットテープ、おもちゃ等の容器包装以外のプラスチック製品。

⑥ 事業系廃棄物

事業系廃棄物の例

- ・事業系廃棄物と判定するためには、一般家庭からではなく事業所から排出されたと見做せる根拠が必要である。事業系廃棄物と見做せる事例を次のとおり示す。
 - a. 排出したと見做される事業所・部署名が明示されているプラスチック製の容器包装。
例：宛名に事業所・部署名が記載されている部品・製品等の納入用のプラスチック製の容器包装類。
 - b. 通常家庭では使用されない業務用商品のプラスチック製の容器包装。
例：学校給食用の米袋、食品添加物の容器、農協マークの肥料袋。

c. 明らかに病院等医療機関から排出されたと見做せるプラスチック製の容器包装。

例：明らかに病院で入院患者に投薬されると見做せる患者名が明記されている治療薬、栄養剤等の容器包装が多数ある場合。

通常家庭からは排出されない大型の薬包装材。

⑦ その他の異物

容器包装以外のガラス、金属、布、陶磁器、土砂、食物残渣、生ごみ、木屑、紙、皮、ゴム等の異物。

⑧ 禁忌品

医療系廃棄物

・感染性の恐れのある、注射針、注射器、点滴セットのチューブ・針（輸液パック部分は除く）。

注) 点滴セットのチューブに針が付いていてもいなくても医療系廃棄物とする。

危険品

a. ガスライター（液体燃料が空の場合も危険品に該当する。）、ガスボンベ、スプレー缶（穴あきされている場合は他素材の容器包装とする。）、乾電池等発火の危険性のあるもの。

b. 刃物、カミソリ、釘、鋸、ガラスの破片等怪我をする危険性のあるもの。

(4) 「禁忌品の有無評価」

・容器包装比率の評価で「医療系廃棄物の混入」及び「危険品の混入」の有無を確認。

① 評価方法

・ベール中に「医療系廃棄物」に該当するものが混入しているか評価する。

該当物が混入している場合は、品名と数量を記録する。

・ベール中に「危険品」に該当するものが混入しているか評価する。

該当物が混入している場合は、品名と数量を記録する。

3. 評価結果のランク判定

「収集袋の破袋度評価」「容器包装比率評価」「禁忌品の有無評価」について、それぞれ評価した結果を品質評価記録書（シート2）に記録し、評価表の結果をプラスチック製容器包装ベールの品質評価の判定表（品質評価記録書（シート3））に該当評価項目ごとにチェックすることにより、A、B、Dランクを判定する。

判定は、「収集袋の破袋度評価」「容器包装比率評価」「禁忌品の有無評価」ごとにランク判定を行う。

(1) 「収集袋の破袋度評価」のランク判定

・Aランク：5点

・Bランク：3点

・Dランク：0点

(2) 「容器包装比率評価」のランク判定

- ・ Aランク：90%以上
- ・ Bランク：85%以上、90%未満
- ・ Dランク：85%未満

(3) 「禁忌品の有無評価」のランク判定

- ・ 危険品と医療廃棄物の混入がなければAランク、いずれかあればDランク

4. 判定結果への対応

(1) 「収集袋の破袋度評価」のランク判定

① Aランク判定の場合

- ・ 再商品化に支障がないので、引き続き品質の維持をお願いする。

② Bランク判定の場合

- ・ 再商品化に支障が生じる場合があるので、Aランクを目指した品質向上をお願いする。

③ Dランク判定の場合

- ・ 著しく分別基準から外れているので、再商品化に支障をきたす。協会より市町村・一部事務組合に改善計画の立案と実行をお願いする。
- ・ 改善の進捗を確認するため、再度品質調査を行う。

<再調査でDランクとなった場合>

- ・ 再調査でDランクとなった場合には、次年度の引き取りを継続しつつ、改めて改善計画の立案と実行をお願いする。
- ・ 次年度の1回目の調査結果がDランクであった場合には、再度改善計画の立案と実行をお願いし、2ヶ月ごとに「自主検査結果」の提出をお願いする。次年度での再調査を実施する。
- ・ その再調査の結果がDランクであった場合、次々年度1回目の調査結果をふまえつつ、品質改善の取り組み状況を総合的に判断し対応を決定する。

(2) 「容器包装比率評価」のランク判定

① Aランク判定の場合

- ・ 再商品化に支障がないので、引き続き品質の維持をお願いする。

② Bランク判定の場合

- ・ 再商品化に支障が生じる場合があるので、Aランクを目指した品質向上をお願いする。

③ Dランク判定の場合

- ・ 著しく分別基準から外れているので、再商品化に支障をきたす。協会より市町村・一部事務組合に改善計画の立案と実行をお願いする。
- ・ 改善の進捗を確認するため、再度品質調査を行う。

<再調査でDランクとなった場合>

- ・ 再調査でDランクとなった場合には、次年度の引き取りを継続しつつ、改めて改善計画の立案と実行をお願いする。
- ・ 「協会出前講座ーベール品質勉強会」の実施と、2ヶ月ごとに「自主検査結果」の提出をお願いする。

- ・次年度の1回目の調査結果がDランクであった場合は、次々年度の引き取り申し込みをお断りすることとしつつ、品質改善の取り組み状況を総合的に判断し対応を決定する。

(3) 「禁忌品の有無評価」のランク判定

- ・Dランクの場合は、市町村・一部事務組合に改善をお願いする。ただし、通常においても混入が多く、協会が必要と認めた場合は再度の品質調査を行う。

5. 特例対応

(1) 判定結果が異常値の場合の対応

品質調査の結果、容器包装比率が著しく低い等通常では考えられない評価結果が出た場合、再生処理事業者、市町村・一部事務組合からの情報を総合的に判断し、再度の調査実施の可否を決定する。

(2) 再調査が実施できない場合の対応

1回目の調査の結果、容器包装比率判定がDランクであっても、引渡し量が少なく再調査の実施が年度内にできない場合は、再調査を実施する市町村・一部事務組合との平等性の観点から、次年度の1回目の調査を再調査と見做して実施し、以降、通常の再調査でDランクであった場合に準じて対応する。

6. 特別調査の実施と判定結果への対応について

べールの品質が引き取り品質ガイドラインを満たしていないという状況が確認され、日常的に引き取りを行っている再生処理事業者から該当する市町村・一部事務組合に対して品質改善を再三要求するも、その要求後も品質の改善が見られず協会が必要であると判断した場合、1回目調査以降に再調査とは別に「特別調査」を実施する。

(1) 評価対象

- ・協会が必要であると判断した指定保管施設のプラスチック製分別基準適合物（べール）を対象とする。

(2) 実施者

- ・作業自体は再生処理事業者主体で実施する。
- ・協会担当者、品質調査員が立会う。

(3) 評価者

- ・品質調査員が評価する。

(4) 実施場所

- ・再生処理事業者の再生処理工場で実施。

(5) 実施時期

- ・1回目調査終了後（不定期）

※日頃より汚れ、異物の混入が多い等協会が必要と認めた場合に「特別調査」を実施する。
したがって再生処理事業者においては、市町村・一部事務組合に対する品質改善要求を
書面にて実施し、管理することとする。

(6) 調査実施日

- ・協会と再生処理事業者で調整する。

(7) 市町村の立会い

- ・原則、市町村・一部事務組合担当者の立会いは要請しない。

(8) 評価方法

- ・当該「プラスチック製容器包装ベールの品質評価方法」に準ずる。

(9) 評価結果

- ・REINS 上に「特別調査」として反映する。

(10) 市町村への対応

- ・市町村・一部事務組合担当者へ連絡し、調査の経緯、評価結果を説明する。

(11) 判定結果への対応

- ・現行の判定結果への対応（前述の4.）に準ずる。

7. 引き取り拒否判定後の対応

万が一、引き取り申し込みをお断りするとこととなった場合は、再開へ向けて下記手順
を進める。

- ① 品質改善の取り組みを要請。
- ② 再開へ向けての手順、スケジュール等の打ち合わせ。
- ③ 2ヶ月ごとに自主検査等の改善進捗状況報告。
- ④ 自主検査等で改善効果が認められた場合、確認のため「現地品質調査」を実施。
- ⑤ 「現地品質調査」の評価結果、改善取り組みの効果、継続性等を総合的に判断し、
引き取り再開を決定する。

以上

プラスチック製容器包装ベール品質評価実施の 環境・機器等について

1. 評価実施場所及び環境

(1) 安全の確保

一連の評価作業に当たっては十分に安全を確保していただくようお願いします。特に評価実施場所の近くにはベールを高く積まないで下さい。

(2) 場所

屋内の乾いたコンクリートの床面の上とします。(ブルーシートを敷くと床面が汚れない等の利点があります) 床面が濡れている場合はブルーシートを敷いて下さい。

(3) 評価作業に必要なスペース (評価用サンプル 60kg を広げる面積)

分別作業に支障のないスペースを確保して下さい。

→概ね 8m×8m のスペースが望ましい

(4) 照度

分別作業に支障のない明るさを確保して下さい。

(5) 温度

分別作業に支障のない温度 (特に夏場) にご配慮下さい。

(6) 騒音

分別作業に支障のないよう、通常の会話聞き取れる程度の場所を確保して下さい。

2. 評価に必要な計量器及び計測器、用具

(1) ベール重量測定用の秤

300kg 程度のベール重量が計れる台秤又は吊り秤を使用して計量します。

(2) 評価用サンプル切取り計量 (1 ベールから約 20 kg 以上、合計約 60 kg 以上) と異物計量用の秤

原則として 0.01kg (10g 単位) が読み取れる計量単位の秤 (デジタル式の秤が望ましい) を使用します。但し、20g までは許容します。

→評価用サンプルの切取りでは、1~2 回で 20 kg 程度計量出来るよう最大計量値は 30 ~ 60 kg 程度で、且つ計量テーブルのサイズが充分であるものが望ましい。

(3) 評価用サンプル切取り用容器

フレコンバッグ、コンテナ、ポリバケツ等を準備して下さい。

(4) メジャー (ベールの寸法測定用)

メジャーを準備して下さい。ベールの幅、奥行き、高さを測定します。

3. 異物等の分類標示板

下記の表示板（A4サイズ相当）を事前に準備して下さい。
標示板を評価作業場所に置いて、評価用サンプルから取り出した異物を標示板の傍に置いた箱の中又は標示板の傍の床面に分類して置きます。

未破袋の袋 (裂目有り)	未破袋の袋 (裂目無し)	未破袋の袋から 出てきた小袋	汚れの付着した プラスチック製 容器包装	指定収集袋 および 市販のごみ袋
PET区分の容 器	他素材容器包装 (缶、ビン、紙 製容器包装)	容器包装以外の プラスチック製 品等	事業系廃棄物	その他
医療系廃棄物	危険品			

* 異物計量後も集計の結果が確定するまで片付けずに、それぞれ一旦保存して下さい。

4. 容器包装比率評価作業に必要な異物等を入れる容器類

異物の重量を測定する際、各異物を箱、又はビニール袋等の容器に入れて秤量します。（異物の量が少ない場合は、容器に入れないで直接秤に載せて計ることは可能です）

- (1) 箱、又はビニール袋等について
 - 1) 計量は毎回同じ容器で計量するか、毎回風袋重量分の0（ゼロ）点調整をして下さい。
 - 2) なるべく汚れの付着の少ないもの、破損が無いものを準備して下さい。
- (2) 評価用サンプルから異物が取り除かれた「プラスチック製容器包装」を入れるフレコンバッグを2～4個を準備して下さい。

以上

平成 27 年 1 月 13 日

市町村、一部事務組合 容器包装リサイクルご担当者様

禁忌品（危険品、医療系廃棄物）混入阻止へ向けた対策強化をお願いします
～プラスチック製容器包装～

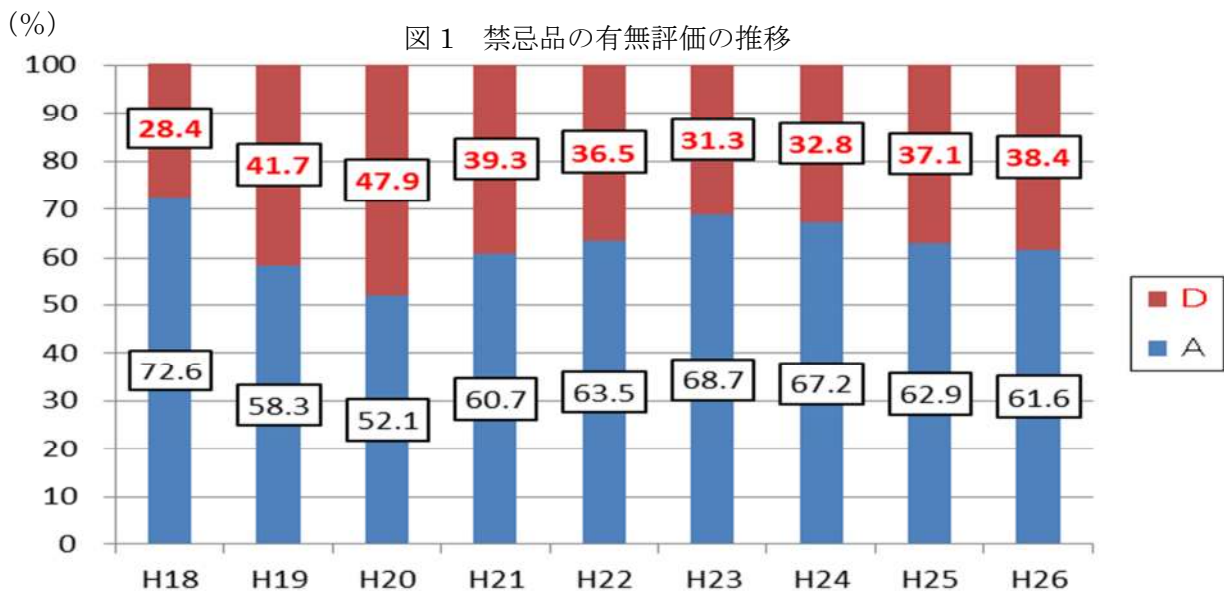
公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会
 プラスチック容器事業部

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の再商品化業務にご協力賜り誠にありがとうございます。

さて、容器包装リサイクル法に基づく分別収集物の品質向上・維持のため、当協会では指定保管施設ごとに毎年度、異物の混入状況等を確認するべール品質調査を実施しております。

この度、平成 26 年度 4 月～10 月末間に実施した調査結果を纏めましたが、『禁忌品の有無評価』が D ランク（約 60-80 k g サンプル中に 1 つ以上の禁忌品が混入している）の指定保管施設数の全調査数における比率が 38.4%（274 件）となり、【図 1】 過去の結果に照らしても改善が進んでおらず、直近の 3 年度間は悪化している状況にあります。



禁忌品は医療系廃棄物と危険品に分けられますが、医療系廃棄物の混入比率 5.6%（40 件）に対し、危険品の混入比率は 36.0%（257 件）【図 2】と圧倒的に高く、中でも、**電池類の混入**は 77 件と禁忌品全体の約 3 割を占めています。【図 3】

図2 禁忌品（医療系廃棄物、危険品）の混入率

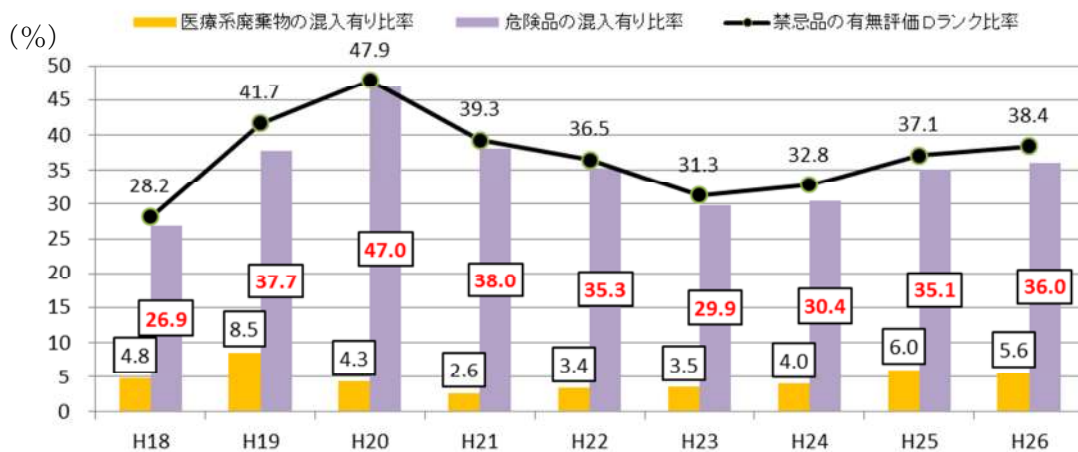
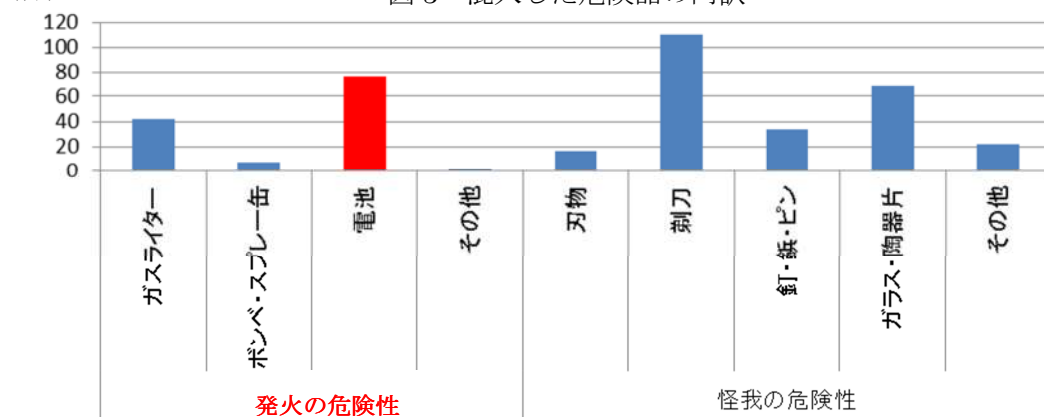


図3 混入した危険品の内訳



個別に情報を頂いている再商品化事業者の平成24年上期～H26年上期の2.5ヶ年の間に発生した**発煙トラブル（小火）**は、合計で**103件**にも及び、年々増加しているとのこと。また、その発煙発生原因の内半数以上は電池類とのことでした。

発煙（小火）状況写真



発煙（小火）の原因となった電池類



個々の再商品化事業者が初期消火に努めた結果、幸いにも小火に収まっている状況ではありますが、万が一火災事故に繋がるようなことにでもなれば、事業の存続を揺るがしかねません。また、当協会の再商品化事業への影響も多大なものとなります。

同様に、医療系廃棄物（特に注射針）については人身事故に直結する問題であり、禁忌品の混入阻止強化策が望まれます。



つきましては、禁忌品混入の実態と危険性を再認識いただき、住民の方々への啓発、処理施設での破袋度の改善と異物の除去等、混入阻止への取組をより一層強化していただきますようお願いいたします。

【市町村、一部事務組合による禁忌品混入防止策 事例】

収集段階での対策	<p>明らかに混入している袋は収集を拒否している</p> <p>混入事例のあるステーションに注意の張り紙をしている</p> <p>ネット回収など収集方法を工夫している</p> <p>ステーションに指導員が立会い、注意している</p> <p>その他の対策方法</p> <p>収集業者から市町村への報告、混入事例の写真撮影・調査、排出者の特定・指導など</p>
中間処理施設での対策	<p>選別員教育、ライン減速などで入念に手選別している</p> <p>選別ラインの工夫、ふるい・磁石等で除去している</p> <p>中間処理業者から混入事例の報告を受け、指導を実施している</p> <p>施設見学者に現物を示して注意喚起している</p>
住民への普及啓発	<p>分別区分や排出方法をパンフレット等で周知している</p> <p>広報やHPで分別の徹底を呼び掛けている</p> <p>説明会やイベントで注意を呼び掛けている</p> <p>自治会等を通じて注意を呼び掛けている</p> <p>その他の普及啓発方法</p> <p>CATV、ラジオ、防災無線での放送、専用スマホアプリ導入（若年層向け）、異物混入事例のHP掲載等</p>

敬具